

年 月 日

東串良町教育委員会教育長 殿

学校長 殿

保護者住所 東串良町

保護者氏名

学校名

学校

学年組

児童生徒氏名

東串良町学習用タブレット端末等持ち帰り同意書

家庭でのタブレット端末の活用に当たり、以下に記載した遵守事項を守り、内容について同意します。

【学習者タブレット端末持ち帰り上の遵守事項】

- 持ち帰った端末は、学校や家庭のルールに従い、学習活動のみに使用します。
- 持ち帰った端末の保証対象外となる盗難・紛失・故意又は重大な過失による破損等を生じさせたときは、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います。(通常使用時の破損・故障や経年劣化によるものは保証の対象となります。)
- 持ち帰った端末の紛失又は破損若しくは異変等があったときは、速やかに学校に連絡します。
- 持ち帰った端末を家庭で使用する際の電気代等の経費は、保護者で負担します。
- その他、学校若しくは東串良町教育委員会から指示がある場合は、その指示に従います。
- 持ち帰った機器に対して、次のいずれも行ってはなりません。
 - ・ 新たなソフトウェア等の導入又は既存のソフトウェア等の削除をすること。
 - ・ SNS等の学習に関係のないものにアクセスすること。
 - ・ 使用を認められた児童生徒以外が使用すること。
 - ・ 上記の他、情報機器の教育利用を妨げる恐れのある一切のこと。

※ 学習用端末の持ち帰りについては、教育委員会と学校のルールに従い、許可を得た上で持ち帰ることになります。

※ 学校で原本を保管し、複写のものを東串良町教育委員会と保護者が保管します。